

輸出申告書(C-5015-1、-2) (輸出手続統一様式)

I 統一様式の対象手続と位置づけ

輸出申告書(C-5015-1、-2) (輸出手続統一様式) (以下「輸出手続統一様式」という。) は、輸出手続関連省庁(財務省、農林水産省)ごとに個別に作成し、提出していた申告書類等を両省間で共通化したものである。

具体的には、輸出申告書(税関)、輸出検査申請書(動物検疫)、植物等輸出検査申請書(植物防疫)が対象となる。

また、輸出手続統一様式は、輸出申告書(C-5010)の使用を妨げるものではない。

II 統一様式の構成及び使用方法

- (1) 輸出手続統一様式は、複数の手続に共通する事項を記載する共通様式(C-5015-1)と税関独自の事項を記載する個別様式(C-5015-2)に分かれる。
- (2) 輸出申告は、共通様式(C-5015-1)と個別様式(C-5015-2)を二枚一組にして税関窓口へ必要な部数を提出する。
- (3) 共通様式(C-5015-1)については、税関のほか動物検疫所又は植物防疫所に対する申告又は申請に必要な事項を記載する。また、共通様式(C-5015-1)は複写しても差し支えない。
- (4) 共通様式(C-5015-1)の記載事項を訂正する場合には、訂正すべき箇所を2本の線で消し込み、訂正箇所の上方に訂正事項を記入する。なお、記載事項の訂正については、当該事項について申告又は申請先である各省のみに行えばよい。
- (5) 上記のほか、輸出手続統一様式に係る記載要領及び留意事項については、前記「輸出申告書(C-5010)」に規定されているところに従うものとする。